

「福岡市科学館特定事業：募集要項等」訂正箇所新旧対照表

平成 27 年 8 月 6 日

平成 27 年 7 月 7 日に公表した「福岡市科学館特定事業：募集要項等」からの訂正箇所の対照表を以下に示します。

■募集要項

該当箇所	訂正前	訂正後
目次	様式－1 募集要項等に関する質問書	<u>(削除)</u>
P5：Ⅱ．1（2）	応募者の構成員又は協力企業が、複数の業務を兼ねて実施することは妨げないが、工事監理業務と施工業務を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。 なお、「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう（以下同じ。）。	応募者の構成員又は協力企業が、複数の業務を兼ねて実施することは妨げないが、工事監理業務と施工業務<u>(展示制作を除く)</u>を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。 なお、「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう（以下同じ。）。

■要求水準書

該当箇所	訂正前	訂正後
P16：Ⅱ．3（2） ③：事務室	【用途・目的】 ・S P C 職員の事務室として使用する。 【要求水準】 ・館全体の状況が把握でき管理しやすい工夫を施す。 ・執務用机・椅子・事務機器等の配置のほか、必要に応じて数人で打合せができるスペース等を確保する。	【用途・目的】 ・S P C 職員<u>等</u>の事務室として使用する。 【要求水準】 ・館全体の状況が把握でき管理しやすい工夫を施す。 ・執務用机・椅子・事務機器等の配置のほか、必要に応じて数人で打合せができるスペース等を確保する。
P23：Ⅱ．3（3） ②コ	・A E D を少なくとも 4 階基本展示室入口付近、6 階ドームシアター（プラネタリウム）受付付近に合わせて 2 カ所以上設置すること。 ・A E D 設置について必要箇所に表示するとともに、常時使用できるよう、消耗品の交換時期等に留意すること。	・A E D を少なくとも <u>4 階事務室</u> 付近、6 階ドームシアター（プラネタリウム）受付付近に合わせて 2 カ所以上設置すること。 ・A E D 設置について必要箇所に表示するとともに、常時使用できるよう、消耗品の交換時期等に留意すること。

P30：Ⅱ．4（5） 表	表　ロボスクエア事業の継承について			表　ロボスクエア事業の継承について				
	既存事業		科学館での展開場所	備考	既存事業		科学館での展開場所（例）	備考
	展示	→	基本展示室	既存展示の継承 新規展示の展開	展示	→	基本展示室	既存展示の継承 新規展示の展開
	ショー	→	サイエンスショーステージ	必要に応じて構成をリニューアルすることも可能。	ショー	→	サイエンスショーステージ	必要に応じて構成をリニューアルすることも可能。
	イベント・大会	→	サイエンスショーステージ、またはサイエンスホール		イベント・大会	→	サイエンスショーステージ、またはサイエンスホール	
	工作教室・講座	→	ものづくりスペース、実験室、またはオリエンテーション室		工作教室・講座	→	オープンラボ、ワークショップのスペース、実験室、またはオリエンテーション室	
P66：Ⅳ．2（7） ③．イ	・警備機器が、常時適切に機能していること。 ・事故の発生、不審者の施設侵入、盗難、破壊行為等の早期発見に努めること。 ・事故や事件が発見された場合、直ちにＳＰＣ職員が急行するとともに、必要に応じて市及びその他必要な機関に対し迅速に通報すること。				・警備機器が、常時適切に機能していること。 ・事故の発生、不審者の施設侵入、盗難、破壊行為等の早期発見に努めること。 ・事故や事件が発見された場合、直ちにＳＰＣ職員等が急行するとともに、必要に応じて市及びその他必要な機関に対し迅速に通報すること。			
P85：Ⅴ．2（3） ⑤．d					d. 福岡市立図書館との連携 ・福岡市立図書館において実施している返却ポストの設置について、館内に実施すること。			

■様式集 1 (Word)

該当箇所	訂正前						訂正後					
P 1 : 様式番号 1－2	1－2	参加表明書	指定	A4	Word	1 枚	1－2	参加表明書	指定	A4	Word	<u>適宜</u>
P 5 : 様式番号 E－8	E－8	内部仕上げ表	指定	A3	Word	適宜	E－8	内部仕上げ表	指定	A3	Word 又は Excel	適宜

■様式集 2 (Excel)

該当箇所	訂正前	訂正後
様式 E-7		(共用部欄を削除)

■基本協定書 (案)

該当箇所	訂正前	訂正後
第 2 条第 2 項 〔1 ページ〕	2 乙は、事業契約締結のための協議にあたっては、本事業の公募手続における（仮称）福岡市青少年科学館に係る事業者検討委員会及び甲の要望事項を尊重するものとする。ただし、かかる要望事項が、本事業の公募に関し甲が公表した要求水準書及び募集要項並びにこれらに関する質問に対する回答から逸脱している場合を除く。	2 乙は、事業契約締結のための協議にあたっては、本事業の公募手続における <u>福岡市科学館に係る事業者検討委員会</u> 及び甲の要望事項を尊重するものとする。ただし、かかる要望事項が、本事業の公募に関し甲が公表した要求水準書及び募集要項並びにこれらに関する質問に対する回答から逸脱している場合を除く。
第 7 条第 1 項 (1) 〔4 ページ〕	(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は構成員若しくは協力企業が構成事業者である事業者団体が同法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、同法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 51 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。	(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は構成員若しくは協力企業が構成事業者である事業者団体が同法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、同法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法 <u>第 63 条</u> 第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。

■事業契約書 (案)

該当箇所	訂正前	訂正後
事業契約書鑑	また、福岡市は、本事業が民間事業者たる事業者の創意工夫に基づき実施されることについて、事業者は、本事業が青少年科学館としての公共性を有することについて、それぞれ十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。	また、福岡市は、本事業が民間事業者たる事業者の創意工夫に基づき実施されることについて、事業者は、本事業が <u>福岡市科学館</u> としての公共性を有することについて、それぞれ十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。
第 2 条 (23) 〔2 ページ〕	(23)「自主事業」とは、事業者が自らの費用と責任において実施する独立採算型の事業をいい、本事業の実施目的を妨げない限度において、提案書類に示された提案内容に基づいて実施する事業をいう。	(23)「自主事業」とは、「 <u>必須の自主事業（混合型）</u> 」（事業者行う <u>必須の自主事業のうち基本的にサービス購入費と参加者等から徴収する利用料金により運営する混合型の自主事業をいう。以下同じ。）</u> 、「 <u>必須の自主事業（独立採算型）</u> 」（事業者行う <u>必須の自主事業のうち基本的に参加者等からの自主事業収入により運営する独立採算型の自主事業をいう。以下同じ。）</u> 及び「 <u>任意の自主事業</u> 」（事業者の <u>提案に基づき事業者が自らの費用と責任において実施する独立採算型の自主事業をいう。以下同じ。）</u> を総称していう。

第2条 (45) 〔3 ページ〕	(45)「本施設」とは、本契約に基づき整備される福岡市科学館をいい、建築設備及び備品等を含むが、自主事業を実施するために自らの費用で設置した内装、設備及び備品を除く。	(45)「本施設」とは、本契約に基づき整備される福岡市科学館をいい、建築設備及び備品等を含むが、 <u>必須の自主事業（独立採算型）及び任意の自主事業</u> を実施するために自らの費用で設置した内装、設備及び備品を除く。				
第33条 〔14 ページ〕	(什器備品等の調達) 第33条 事業者は、本契約等に従い、什器備品等を調達し、本施設に設置する。什器備品等の調達は、要求水準書及び提案書類に従い、市に所有権を移転する方法又はリースのいずれかとする。ただし、自主事業に関する什器備品等の所有権は事業者が保有する。 2 第44条第1項に基づく引渡しの完了により、前項により調達した什器備品等(リースにより調達したものと及び自主事業に関するものを除く。)の所有権は市に移転するものとする。	(什器備品等の調達) 第33条 事業者は、本契約等に従い、什器備品等を調達し、本施設に設置する。什器備品等の調達は、要求水準書及び提案書類に従い、市に所有権を移転する方法又はリースのいずれかとする。ただし、 <u>必須の自主事業（独立採算型）及び任意の自主事業</u> に関する什器備品等の所有権は、事業者が保有又はリースのいずれかとする。 2 第44条第1項に基づく引渡しの完了により、前項により調達した什器備品等(リースにより調達したものと <u>並びに必須の自主事業（独立採算型）及び任意の自主事業</u> に関するものを除く。)の所有権は、市に移転するものとする。				
第45条第2項 〔18 ページ〕	2 市は、什器備品等（市が指定する継続使用備品を除く。本項において同じ。）及び展示物に瑕疵があるときは、事業者に対し、第44条第1項に基づく引渡しを受けた日又は第75条第3項若しくは第78条第3項に基づく引渡しを受けた日から1年以内に限り、相当の期間を定めて、当該瑕疵の修補を請求し、又は修補に代えて、若しくは修補と共に損害の賠償を請求することができる。ただし、当該瑕疵が事業者の故意若しくは重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、10 年間とする。	2 市は、什器備品等（市が指定する継続使用備品、 <u>必須の自主事業（独立採算型）及び任意の自主事業に関する什器備品等</u> を除く。本項において同じ。）及び展示物に瑕疵があるときは、事業者に対し、第44条第1項に基づく引渡しを受けた日又は第75条第3項若しくは第78条第3項に基づく引渡しを受けた日から1年以内に限り、相当の期間を定めて、当該瑕疵の修補を請求し、又は修補に代えて、若しくは修補と共に損害の賠償を請求することができる。ただし、当該瑕疵が事業者の故意若しくは重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、10 年間とする。				
第81条第2項 〔27 ページ〕	2 前項の承認の期間は、第44条第1項に基づく本施設の引渡し日から維持管理・運営期間の終了日までとする。	2 前項の承認の期間は、第44条第1項に基づく本施設の <u>引渡日</u> から維持管理・運営期間の終了日までとする。				
別紙2：3（1） ①：表 〔46 ページ〕	<table><tr><td>金利計算方法</td><td>各回の支払において、期間3ヶ月（0.25 年）後取として計算する。なお、初回については、本施設完工予定日の翌日から初回支払までの期間により計算する。</td></tr></table>	金利計算方法	各回の支払において、期間3ヶ月（0.25 年）後取として計算する。なお、初回については、本施設完工予定日の翌日から初回支払までの期間により計算する。	<table><tr><td>金利計算方法</td><td>各回の支払において、期間3ヶ月（0.25 年）後取として計算する。なお、初回については、<u>本施設の引渡日</u>の翌日から初回支払までの期間により計算する。</td></tr></table>	金利計算方法	各回の支払において、期間3ヶ月（0.25 年）後取として計算する。なお、初回については、 <u>本施設の引渡日</u> の翌日から初回支払までの期間により計算する。
金利計算方法	各回の支払において、期間3ヶ月（0.25 年）後取として計算する。なお、初回については、本施設完工予定日の翌日から初回支払までの期間により計算する。					
金利計算方法	各回の支払において、期間3ヶ月（0.25 年）後取として計算する。なお、初回については、 <u>本施設の引渡日</u> の翌日から初回支払までの期間により計算する。					
別紙2：3（3） ①イ 〔47 ページ〕	サービス購入費C－2（運営費）は、以下の業務に要する費用とする。なお、当該業務には、「学校向け学習プログラムの実施業務に要する費用」、「展示更新に要する費用」及び独立採算事業として実施する「自主事業（必須の自主事業（混合型）及び任意の自主事業）に要する費用」は含まれないものとする。	サービス購入費C－2（運営費）は、以下の業務に要する費用とする。なお、当該業務には、「学校向け学習プログラムの実施業務に要する費用」、「展示更新に要する費用」及び独立採算事業として実施する「自主事業（必須の自主事業 <u>（独立採算型）</u> 及び任意の自主事業）に要する費用」は含まれないものとする。				

別紙 2 : 4 (1) ① [49 ページ]	サービス購入費 A - 1 (割賦元本) について、物価変動による改定を次のとおり行う。 ア 改定の時期 物価変動に伴うサービス購入費 A - 1 の改定は、着工前に請求することができる。 イ 対象となる費用 設計費、工事監理費を除いた、直接工事費及び共通費など直接工事施工に必要となる経費とする (内装工事、電気設備工事費、空調設備工事費など各種工事を含む。) 。 ウ 着工前における改定方法 提案書類提出日の属する月の指標値と本施設の着工日の属する月の指標値を比較し、1. 5% を超える物価変動がある場合は、市及び事業者は物価変動に基づく改定の申し入れを行うことができる。 改定する際の規準となる指標、物価変動の基準となる指標は、「建設物価」(財団法人建設物価調査会発行) の建築費指数における「都市別指数 (福岡) : 構造物平均 S」の「建築」「設備」を指標とし、改定の計算式は以下のとおりとする。 $B = (A \times a)$ A : 事業契約書に示されたサービス購入費 A - 1 うち直接工事費 B : 本施設の着工日における改定後のサービス購入費 A - 1 のうち直接工事費 a : 本施設着工日の属する月の指標値 / 本提案書類提出日の属する月の指標値	サービス購入費 A - 1 (割賦元本) について、物価変動による改定を次のとおり行う。 ア 改定の時期 物価変動に伴うサービス購入費 A - 1 の改定は、着工前に請求することができる。 イ 対象となる費用 設計費、工事監理費を除いた直接工事費及び共通費など直接工事施工に必要となる経費 <u>(内装工事、電気設備工事費、空調設備工事費など各種工事を含む。) 並びに初期整備に係る本事業実施用建物事業者等への支払額 (内装監理費及び現場協力金に限る。) とする。</u> ウ 着工前における改定方法 a. 直接工事施工に必要となる経費 提案書類提出日の属する月の指標値と本施設の着工日の属する月の指標値を比較し、1. 5% を超える物価変動がある場合は、市及び事業者は物価変動に基づく改定の申し入れを行うことができる。 改定する際の規準となる指標、物価変動の基準となる指標は、「建設物価」(財団法人建設物価調査会発行) の建築費指数における「都市別指数 (福岡) : 構造物平均 S」の「建築」「設備」を指標とし、改定の計算式は以下のとおりとする。 $B = (A \times a)$ A : 事業契約書に示されたサービス購入費 A - 1 うち直接工事費 B : 本施設の着工日における改定後のサービス購入費 A - 1 のうち直接工事費 a : 本施設着工日の属する月の指標値 / 本提案書類提出日の属する月の指標値 b. 初期整備に係る本事業実施用建物事業者等への支払額 <u>市及び事業者は、提案書類提出時の設定金額から実支払額が変動した場合は、実支払額への改定の申し入れを行うことができる。</u>
--	--	--